

議案第28号

天理市立の保育所、幼稚園又はこども園に勤務する職員の処遇改善
手当に関する条例の制定について

天理市立の保育所、幼稚園又はこども園に勤務する職員の処遇改善手当に関
する条例を次のように制定しようとする。

令和4年3月17日提出

天理市長 並 河 健

天理市立の保育所、幼稚園又はこども園に勤務する職員の処遇改善
手当に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、天理市立の保育所、幼稚園又はこども園に勤務する職員
の職務及び勤務態様の特殊性に鑑み、その処遇を改善するための手当を支給
することによって人員の確保を図り、もって当該施設の円滑な運営に寄与す
ることを目的とする。

(処遇改善手当の支給)

第2条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲
げる職員として採用された会計年度任用職員であって、天理市立の保育所、
幼稚園又はこども園に勤務するもの（以下「対象職員」という。）には、給与
として、処遇改善手当を支給する。

2 処遇改善手当の月額、対象職員の給料の月額に100分の3を乗じて得た
額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。